利用料金

利用料金	授業終了後：１日あたり　利用者負担　４３０円 学校休業日（土曜日・夏休み・冬休み・春休み） ：１日あたり　利用者負担　５０７円 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の１割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、１月あたりの利用者負担額になります。利用料の１割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。 ※体制や対応の内容により、別途加算を算定させて頂きます。 詳細は重要事項説明書にて説明させていただきます。
負担上限月額	生活保護・市町村民税非課税世帯　０円 市町村民税課税世帯（収入が概ね９２０万円以下）　４，６００円 上記以外　３７，２００円
おやつ代	１日あたり　１００円
その他の費用	その他、創作活動に関わる材料費や、日常生活において 通常必要となるものに係る費用などの実費相当額

放課後等デイサービス　利用開始までの流れ

（受給者証をお持ちでない場合）

１. 市役所・相談支援事業所へ相談、受給者証申請手続き
２. 受給者証の発行
３. 放課後等デイサービス事業所と利用契約、個別支援計画の作成
４. 利用開始

（受給者証をお持ちの場合）

１．担当の相談支援事業所へ相談
２．放課後等デイサービス事業所と利用契約、個別支援計画の作成
３．利用開始

※見学、相談は随時受け付けています。お気軽にお問合せください。